

目 次

1. 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- (1) 概要と目的
- (2) 貸付対象者
- (3) 貸付額
- (4) 利 子
- (5) 連帯保証人

2. 貸付の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- (1) 申請方法
- (2) 他の貸付制度との併用

3. 貸付の決定と交付・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- (1) 貸付決定
- (2) 提出書類
- (3) 資金の交付

4. 貸付契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

5. 返還の債務の当然免除・・・・・・・・・・・・ P 3

- (1) 免除の条件
- (2) 提出書類
- (3) 免除の決定

6. 返 還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

- (1) 返還対象
- (2) 提出書類
- (3) 返還方法
- (4) 返還口座

7. 返還の債務の履行猶予・・・・・・・・・・・・ P 4

- (1) 猶予対象
- (2) 提出書類

- (3) 提出期限
- (4) 履行猶予の決定

8. 返還の債務の裁量免除 *P 4*

- (1) 免除対象
- (2) 返還額の算出方法
- (3) 提出書類
- (4) 免除の決定

9. 現況確認 *P 5*

- (1) 提出書類
- (2) 提出期限

10. 届出の義務 *P 5*

11. 退職したときの手続き *P 6*

12. 諸様式 *P 7*

13. 申請・届出に必要な書類一覧 *P 8 ~ P 9*

14. 申請から免除までのフロー *P 10*

15. 業務従事者とみなす求職活動につい *P 11*

16. 各種届出様式 *P 12 ~ P 31*

1. 制度の概要

(1) 概要と目的

- ① この制度は、大分県在住のひとり親家庭の資格取得の促進を図るため、「高等職業訓練促進給付金」の支給を受ける方で、養成機関を修了し、資格を取得し、大分県内において取得した資格が必要な業務に従事しようとする方に貸付ける資金です。
- ② 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に大分県内において就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合は返還債務の全部が免除されるほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部または一部が免除されることがあります。

(2) 貸付対象者

以下の要件をすべて満たす方を貸付対象とします。

- ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける方。
- ② 大分県に住民登録をしている方。
- ③ 高等職業訓練促進給付金の対象となった養成機関を修了し、資格を取得し、大分県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方。
- ④ 他の都道府県で本訓練促進資金を借り受けていない方。

(3) 貸付額

貸付金額は、次の金額を上限とします。

- ① 入学準備金 500,000円以内
高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関へ入学する際の準備金
- ② 就職準備金 200,000円以内
高等職業訓練促進給付金の対象となっている養成機関の課程を修了し、資格を取得した方が就職する際の準備金

※※高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を終了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合における取扱いは、下記の通りとします。

- ① 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付を行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付は行いません。
- ② 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の終了時には貸付を行わないこととし、看護師の養成機関を終了し、資格を取得した時点において貸付を行います。
- ③ 看護師の養成機関を終了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されます。

(4) 利子

- ① 連帯保証人を立てる場合は無利子とします。
- ② 連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0%の利率を徴収します。
ただし、正当な理由なく返済期限までに返還しなかった場合は、最終返還期限日から起算して、残元金に対して返還の日までの日数に応じ、年5.0%の延滞利子を徴収します。

(5) 連帯保証人

- ① 連帯保証人の要否については、上記（4）により借受人が選択することができます。
ただし、貸付を希望する方が未成年の場合で、連帯保証人を立てる場合は、法定代理人（親権者又は後見人）でなければなりません。

- ② 連帯保証人は、貸付を受けた方と連帯して債務を負担し、その保証債務は県社協要綱第12の規定による延滞利子（年5.0%の利率）を含みます。

2. 貸付の申請

(1) 申請方法

貸付を受けようとするときは、貸付申請書に次の書類を添付し、高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った福祉事務所の母子・父子自立支援員に相談のうえ、申請して下さい。

- ① 貸付申請書(様式第1号)
 - ② 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
 - ③ 住民票謄本（世帯全員の記載のあるもの）
 - ④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱同意書（様式第2号）
 - ⑤ 所得・課税証明書（連帯保証人分）
 - ⑥ 養成機関の在学証明書【入学準備金申請者のみ】
 - ⑦ 養成機関の課程を修了したことを証明する書類【就職準備金申請者のみ】
 - ⑧ 当該養成機関を経て取得した資格を証明する書類【就職準備金申請者のみ】
 - ⑨ 在職証明書(様式第14号)【就職準備金申請者で業務従事先が決定されている方のみ】
- ※その他、必要な場合は上記以外の書類の提出を求めることがあります。

(2) 他の貸付制度等との併用

- ① 県社協が実施主体となっている介護福祉士修学資金や保育士修学資金との併用はできません。
- ② 国の専門実践教育訓練給付金、または、自立支援教育訓練給付金との併用はできません。

3. 貸付の決定と交付

(1) 貸付決定

貸付の可否を「貸付決定通知書」、または「貸付不承認通知書」により申請者及び連帯保証人へ通知します。

(2) 提出書類

「貸付決定通知書」を受け取った日から14日以内に下記①～⑤の書類を提出して下さい。

- ① 借用証書
- ② 誓約書(様式第4号)
- ③ 印鑑登録証明書(申請者、連帯保証人、法定代理人)
- ④ 振込口座申請書(様式第5号)
- ⑤ 振込口座通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、名義(カナ氏名必要)の分かるページ)

(3) 資金の交付

資金の交付は、申請者が指定する口座に、県社協会長が定めた日に一括交付します。

4. 貸付契約の解除

以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付契約が解除されます。

- ・退学したとき。
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ・死亡したとき。
- ・借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- ・その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

5. 返還の債務の当然免除

一定の要件を満たした場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

(1) 免除の条件

- ① 借受人が養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、大分県内において取得した資格が必要な業務に従事し、5年間継続してその業務に従事したとき。
* 就業とは、1週間の所定労働時間20時間以上とします。
- ② 借受人が上記①の期間中に業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったと認められるとき。
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、または国家試験に合格できなかった場合であって、次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、「養成機関を終了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を終了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとします。（猶予申請期間は最大1年分）

なお、返還免除要件を達成するまでの期間、返還猶予を受けておく必要があります。

期限までに手続を行わず猶予を受けていない場合には、業務に従事していた場合でも返還開始となります。

また、5年間継続した業務の従事の詳細については、P11「15. 業務従事中とみなす求職活動について」をご参照下さい。

(2) 提出書類

- ① 返還免除申請書（様式第13号）
- ② 業務従事期間証明書（様式第15号）、求職活動状況報告書（様式第16-1号）、求職活動確認票（様式第16-2号）
- ③ (1)②の場合、当該理由についての証明書となる医師の診断書、労災申請関係書類等の写し。

(3) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

6. 返 還

以下のいずれかに該当することとなった場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

(1) 返還対象

- ① 貸付契約が解除されたとき。
- ② 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に大分県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- ③ 大分県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(2) 提出書類

- ・「訓練促進資金 返還計画」（様式第17号）、
- ・「休学・停学・復学・留年・解約届」（様式第6号）または「異動届」（様式第8号）

(3) 返還方法

当社協が作成する返還通知書に基づき、原則として月賦により指定された金融機関口座へ送金していただきます。なお、繰り上げて返還することは可能です。

返 還 額	返 還 年 数
～ 400,000 円まで	1 年
400,001 円 ～ 800,000 円まで	2 年

(4) 返還口座

返還金は指定する当社協の口座に振り込みをしていただきます。

※ 振込手数料は借受人負担となります。

7. 返還の債務の履行猶予

次のいずれかに該当することとなった場合には、当該事由が継続する期間、訓練促進資金の返還を猶予することができます。

(1) 猶予対象

- ① 貸付を解除された後、引き続き貸付決定時に在学していた養成機関に在学しているとき。
- ② 貸付決定時に在学していた養成機関を卒業後、引き続き他種の養成機関において修学しているとき。
- ③ 養成機関修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に大分県内において、取得した資格が必要な業務に従事しているとき。
- ④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。

(2) 提出書類

返還猶予申請書（様式第12号）及び各事由を証明する書類等

- ・在学届（様式第7号）
- ・勤務時間週/20時間以上が明記されているもの。（雇用契約書の写しなど）
- ・業務従事期間証明書（様式第15号）*前年度、業務に従事していた方。

(3) 提出期限

当該事由が生じた日から14日以内。

(4) 履行猶予の決定

申請に基づき返還猶予の可否及び期間を決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

8. 返還の債務の裁量免除

(1) 免除対象

- ・借受人が、死亡、または障がいにより返還債務を履行することができなくなったとき。
- ・本人の責による事由で免職、または特別な事情がなく退職した方については免除対象となりません。
- ・相続人、連帯保証人へ請求を行っても返還が困難であるなど真にやむを得ない場合に限り、個別に事情を確認のうえ適否を審査します。

(2) 返還額の算出方法

免除の額は、要綱第8の1に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額となります。

(3) 提出書類

返還免除申請書（様式第13号）

※その他、各事由別の必要書類については、別紙「13. 申請・届出に必要な書類一覧」を参照ください。

(4) 免除の決定

返還免除の可否を審査決定し、その結果を借受人及び連帯保証人に通知します。

9. 現況確認

養成機関修了後から返還が免除されるまでの間、毎年4月1日現在の状況について報告書を提出していただきます。

(1) 提出書類

- ①現況報告書（様式第11号）
- ②返還猶予申請書（様式第12号）
- ③業務従事期間証明書（様式第15号） *前年度、業務に従事していた方のみ
※業務従事期間証明書は、前年度（4月1日から翌年3月31日までの間）に業務に従事していたことの証明となります。返還免除となるまで毎年度提出していただくこととなります。
- ④在学届（様式第7号）・・・進学者に限る。（養成機関様式でも可）

(2) 提出期限 毎年5月15日まで

10. 届出の義務

以下のいずれかに該当することとなった場合には、その事由が生じた日から14日以内に所定の様式証明する書類を添付して提出して下さい。

- ・借受人または連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に変更があったとき。
- ・養成機関を休学、復学、留年、修了したとき。
- ・養成機関を進級したとき。
- ・停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
- ・訓練促進資金を解約するとき。
- ・就職または離職したとき。
- ・養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に、大分県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- ・養成機関修了後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- ・養成機関で修学した資格を取得できなかったとき。
- ・大分県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
- ・連帯保証人を変更するとき。
- ・借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により訓練促進資金の返還が困難であると認められるとき。

※期日までに届出、および所定の書類のご提出がない場合は、貸付金の返還手続きに移行しますので、
ご注意ください。

1 1. 退職したときの手続き

(1) 退職した日の属する月の翌月末日までに、再就職（内定を含む）する場合。（返還金が生じない）

- ① 提出書類
 - ・異動届（様式第8号）
 - ・業務従事期間証明書（様式第15号）…退職した事業所の証明書
 - ・在職証明書（様式第14号）…再就職先事業所の証明書
- ② 提出期限
退職日から 14日以内

(2) 退職した日の翌日以降、求職活動※をする場合。

再就職するまでに1か月以上途切れがある場合、下記の手続きを行わないと、やむを得ない場合を除いて退職日の翌日から返還金が生じます。

※求職活動 = 「15. 業務従事中とみなす求職活動について」を参照ください。

以下のいずれかに該当することとなった場合をいいます。

- ・ 求人への応募を行った場合。（求職登録をし、月1回以上）
- ・ ハローワーク、許可・届出のある民間職業紹介機関、労働派遣期間等、その他公共機関等が行う求職活動の関する指導・個別相談が可能な企業説明会等に参加。

（単なる職業紹介機関への登録知人への紹介依頼、ハローワーク・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等では求職活動と認められません。）（求職登録をし、原則月2回以上）

- ・ 公共職業訓練等を受講する場合。（求職登録要）
- ・ 就労系障害福祉サービス等を利用している場合。

休職期間中は最長1年間、就労継続期間に算入できます。ただし、その間免除要件の年数に到達する日を迎えても期間満了とはならず、実際に再就職して日を以って期間満了とします。

なお、休職期間が1年を超える場合、就業継続期間には算入しませんが、就業継続とみなし履行猶予の対象とされる場合があります。

- ① 提出書類
 - ・異動届（様式第8号）
 - ・業務従事期間証明書（様式第15号）…退職した事業所の証明書
 - ・返還猶予申請書（様式第12号）
 - ・求職活動状況報告書（様式第16-1号）
 - ・求職活動確認票（様式第16-2号）
- ② 提出期限
退職から 14日以内

(3) 退職した日の属する月の翌月末日までに就職しない場合。（退職日の翌月から返還金が生じる）

- ① 提出書類
 - ・異動届（様式第8号）
 - ・業務従事期間証明書（様式第15号）
 - ・返還免除申請書（様式第13号）*該当者に限る。）
 - ・返還計画書（様式第17号）
- ② 提出期限
退職から 14日以内

12. 諸様式

※コピーしてご利用ください。ホームページからもダウンロードできます。

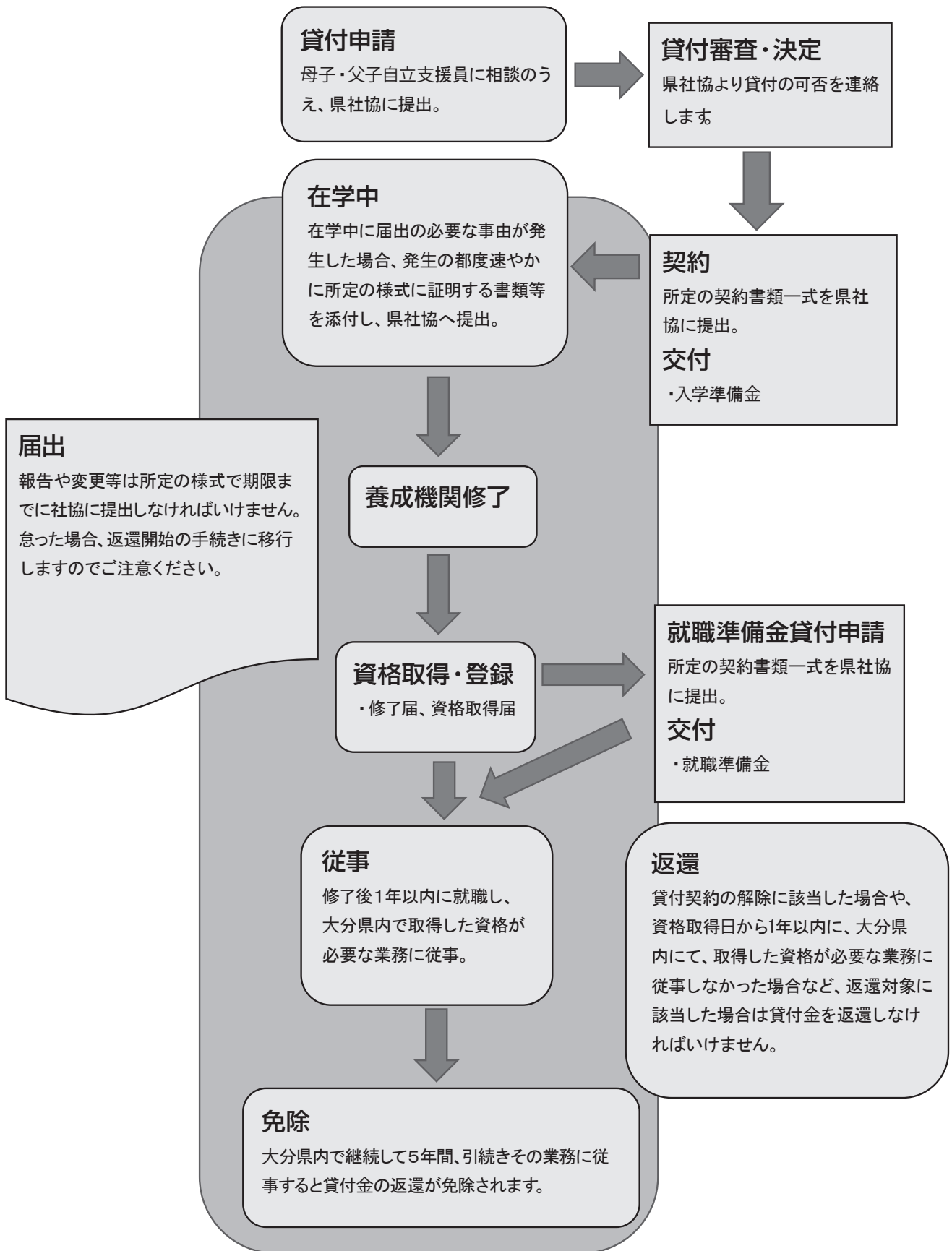
様式番号	様式名称	ページ
様式第1号	貸付申請書	P 12・13
様式第2号	個人情報の取扱	P 14・15
様式第4号	誓約書	P 16
様式第5号	振込口座申請書	P 17
様式第6号	休学・停学・復学・留年・解約届	P 18
様式第7号	在学届	P 19
様式第8号	異動届	P 20
様式第9号	修了届	P 21
様式第10号	資格取得届	P 22
様式第11号	現況報告書	P 23
様式第12号	返還猶予申請書	P 24
様式第13号	返還免除申請書	P 25
様式第14号	在職証明書	P 26
様式第15号	業務従事期間証明書	P 27
様式第16-1号	求職活動状況報告書	P 28
様式第16-2号	求職活動確認票	P 29
様式第17号	返還計画	P 30
様式第18号	連帯保証人変更願	P 31

13. 申請・届出に必要な書類一覧

区分	こんなとき	必要書類 様式・その他添付書類	注意事項	手引き該当箇所	
				→	目次
申請・交付	【入学準備金・就職準備金共通】 貸付申請をする時	<ul style="list-style-type: none"> 貸付申請書(第1号様式) 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し 個人情報取扱同意書(様式第2号) 住民票(世帯全員のもの) 所得課税証明書(連帯保証人分) 【入学準備金申請者のみ】 養成機関の在学証明書 【就職準備金申請者のみ】 養成機関の課程を修了したことを証明する書類 当該養成機関を経て取得した資格を証明する書類 		1 2	2. 貸付の申請
	【入学準備金・就職準備金共通】 「貸付決定通知書」を受け取った時	<ul style="list-style-type: none"> 訓練促進資金借用書 誓約書(様式第4号) 印鑑登録証明書 (申請者、連帯保証人、法定代理人) 振込口座申請書(様式第5号) 振込口座通帳のコピー 		2	3. 貸付の決定と交付
在学中	【入学準備金】 貸付契約解除後、引き続き養成機関等に在学している時	<ul style="list-style-type: none"> 返還猶予申請書(様式第12号) 休学・停学・復学・留年・解約届(様式第6号) 在学届(様式第7号) 		4	7. 返還の債務の履行猶予
	【入学準備金】 進級した時	<ul style="list-style-type: none"> 在学届(様式第7号) 	4月1日現在について4月15日までに県社協宛提出して下さい。	5	10. 届出の義務
	【入学準備金】 停学・復学・休学・留年した時	<ul style="list-style-type: none"> 休学・停学・復学・留年・解約届(様式第6号) 	在学証明書等添付。	5	10. 届出の義務
	【入学準備金】 解約する時(引き続き養成機関に在学している場合)	<ul style="list-style-type: none"> 休学・停学・復学・留年・解約届(様式第6号) 返還計画(様式第17号) 返還猶予申請書(様式第12号) 	在学証明書等添付。	5	10. 届出の義務
	【入学準備金】 在学中に貸付を辞退する時	<ul style="list-style-type: none"> 休学・停学・復学・留年・解約届(様式第6号) 返還計画(様式第17号) 	ただし、貸付契約解除後も引き続き養成機関に在学している場合は、返還猶予申請書(様式第11号)及び在学証明書を提出して下さい。	3	6. 返還
	【入学準備金】 退学する時(修学した資格が必要な業務に従事していない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 休学・停学・復学・留年・解約届(様式第6号) 返還計画(様式第17号) 	返還通知書に基づき返還開始。	5	10. 届出の義務
	【入学準備金】 退学する時(修学した資格が必要な業務に従事した場合)	<ul style="list-style-type: none"> 休学・停学・復学・留年・解約届(様式第6号) 返還猶予申請書(様式第12号) 	就業先より証明が必要。	5	10. 届出の義務
養成機関修了後(共通)	届出 修了時(大分県内において、就業した資格が必要な業務に従事していない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 修了届(様式第9号) 資格取得届(様式第10号) 返還猶予申請書(様式第12号) 	返済猶予申請は最長1年。	5	10. 届出の義務
	届出 養成機関を修了した後、資格を取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> 修了届(様式第9号) 資格取得届(様式第10号) 返還猶予申請書(様式第12号) 		5	10. 届出の義務
	猶予 修了時(大分県内において、就業した資格が必要な業務に従事した場合)	<ul style="list-style-type: none"> 修了届(様式第9号) 資格取得届(様式第10号) 現況報告書(様式第11号) 返還猶予申請書(様式第12号) 異動届(様式第8号) 在職証明書(様式第14号) 	就業先からの証明が必要。	4	7. 返還の債務の履行猶予
	届出 毎年4月1日現在の状況(返還が免除されるまでの間)	<ul style="list-style-type: none"> 現況報告書(様式第11号) 業務従事期間証明書(様式第15号) 返還猶予申請書(様式第12号) 	業務従事期間証明書は、前年度、業務に従事していた方のみ。	5	9. 現況確認
	猶予 修了後、更に他種の養成機関で修業している場合	<ul style="list-style-type: none"> 修了届(様式第9号) 資格取得届(様式第10号) 在学届(様式第7号) 返還猶予申請書(様式第12号) 	猶予申請期間は修学期間。	4	7. 返還の債務の履行猶予
	猶予 修了時は未定だったが、その後大分県内で、取得した資格が必要な業務に従事した場合	<ul style="list-style-type: none"> 現況報告書(様式第11号) 返還猶予申請書(様式第12号) 異動届(様式第8号) 在職証明書(様式第14号) 	就業先より証明が必要。	5 4	10. 届出の義務 7. 返還の債務の履行猶予

区分	こんなとき	必要書類	注意事項	手引き該当箇所		
		様式・その他添付書類		ページ	目次	
養成機関修了後 (共通)	猶予	離職した時(求職活動をしている場合)	・異動届(様式第8号) ・求職活動状況報告書(様式第16-1号) ・求職活動確認票(様式第16-2号) ・業務従事期間証明書(様式第15号)	その他、求職活動内容に合致した証明書類を添付。	5	10. 届出の義務
	届出	離職した時(求職活動をしていなかった場合)	・異動届(様式第8号) ・返還計画(様式第17号) ・業務従事期間証明書(様式第15号)	返還通知書に基づき返還開始。	5 3	10. 届出の義務 6. 返還
	猶予	離職したが、大分県内において、取得した資格が必要な業務に再度従事した場合	・現況報告書(様式第11号) ・返還猶予申請書(様式第12号) ・異動届(様式第8号) ・在職証明書(様式第14号)	就業先からの証明が必要。在職証明書を作成してもらう。	5 4	10. 届出の義務 7. 返還の債務の履行猶予
	猶予	災害・疾病・負傷等により就業できない時(休職を含む)	・返還猶予申請書(様式第12号) ・異動届(様式第8号) ・各事由を証明する資料(診断書等)	当該事由を確認・証明できる書類の添付が必要。	5 4	10. 届出の義務 7. 返還の債務の履行猶予
	免除	業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することが出来なくなった場合	・返還免除申請書(様式第13号) ・各事由を証明する資料(診断書等)	医師の診断書等の写しの添付が必要。	3	5. 返還の債務の当然免除
	届出	養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就業し、大分県内にて取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した時	・返還免除申請書(様式第13号) ・業務従事期間証明書(様式第15号)	免除申請書を提出いただくことにより、当該貸付金の返還免除について検討させていただきます。	3	5. 返還の債務の当然免除
	返還	業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなった時	・返還計画(様式第17号) ・異動届(様式第8号) ・各事由を証明する資料(診断書等)	医師の診断書等の写しが必要。	4	8. 返還の債務の裁量免除
	免除	死亡、又は障害、長期間行方不明等により、返還することが困難である時	・返還免除申請書(様式第13号) ・異動届(様式第8号)	死亡診断書等、事実を確認できる書類が必要。	4	8. 返還の債務の裁量免除
	返還	養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内にその資格が必要な業務に従事できなかった場合	・返還計画(様式第17号) ・休学・停学・復学・留年・解約届(様式第6号)	返還通知書に基づき返還開始。	3	6. 返還
	届出		借受人及び連帯保証人の住所、氏名等に変更があった時	・異動届(様式第8号)	変更項目が確認できる証明書類。	5
		養成機関で修学した資格を取得できなかった場合	・修了届(様式第9号) ・返還猶予申請書(様式第12号) ・※その後取得できなかった場合は返還計画(様式第17号)	資格取得へ向けた活動を行っている場合は、猶予申請期間は最大1年分。修了証書の写しを添付	5	10. 届出の義務
		大分県内において取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなった時	・修了届(様式第9号) ・返還計画(様式第17号)	返還通知書に基づき返還開始。 修了証書の写しを添付	5 3	10. 届出の義務 6. 返還
共通	届出	借受人及び連帯保証人の住所、氏名等に変更があった時	・異動届(様式第8号)	変更項目が確認できる証明書類を添付。	5	10. 届出の義務
		連帯保証人を変更する時	・連帯保証人変更願(様式第18号)	新連帯保証人の所得課税証明書を添付。	5	届出の義務
		借受人及び連帯保証人が死亡した時	・異動届(様式第8号) ・死亡診断書等、事実確認できる書類 ・返還計画(様式第17号)	借受人が死亡した場合、連帯保証人や相続人等より返還いただきます。	5 3	10. 届出の義務 6. 返還

14. 申請から免除までのフロー



15. 業務従事中とみなす求職活動について

一旦離職したが、再就職のために以下のいずれかの求職活動を行っている場合には、最長1年間（通算）、求職期間中も継続して就業しているものとみなされ、業務に従事した期間に算入されます。

借受人は、公共職業安定所長等就労支援機関等に求職登録をしたうえで、毎月、(1)～(3)に記載の書類を添付して提出してください。

なお、1年を超える求職期間については、「継続して就業した期間」には含めませんが就業中とみなされる場合がありますのでご相談下さい。

<就業期間とみなされる求職活動>

以下の(1)～(3)の活動が就業期間とみなされます。

求職活動中は「求職活動状況報告書」(様式第16-1号)とともに、(1)～(3)に定める様式を毎月提出して下さい。

(1) 月1回以上求人への応募を行った場合

【提出書類】

- 応募したことを証する書類の写し、または「求職活動確認票」(様式第16-2号)
なお、求職活動確認票(様式第16-2号)を使用する場合は、就労支援機関等から確認の押印をしてもらって下さい。

(2) 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ① 公共職業安定所長、許可・届出のある民間受給調整機関(民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。)が行う職業相談、職業紹介等
- ② 公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等。

[注] 単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所長・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

【提出書類】

- 職業相談、職業紹介などの活動を行ったことを証する書類の写し、または「求職活動確認票」(様式第16-2号)
なお、求職活動確認票(様式第16-2号)を使用する場合は、就労支援機関等から確認の押印をもらって下さい。

(3) 以下の職業訓練等を受講している場合

- ① 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講している場合
- ② 就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講している場合
- ③ 公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合
- ④ 公共職業訓練等々教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

【提出書類】

- 職業訓練等を受講していることを証する書類(職業訓練受講の証明書の写し又は支援計画書の写し等)

※「求職活動状況報告書」及び証明書類等出は、当月分を翌月14日までに必ず提出して下さい。

様式第1号

事務局記入欄	貸付決定 年月日		貸付番号	
--------	-------------	--	------	--

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付申請書

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

フリガナ氏名	フリガナ氏名	生年月日	年 月 日 (満 歳)					
住所	〒 -	電話番号 固定 () 携帯 ()						
養成機関情報 及び修業内容	養成機関名称							
	コース・学科	コース 学 科	昼間 ・ 夜間 ・ 通信					
	所在地等	連絡先電話番号 (- -)						
	修業期間	(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日 (カ)						
	修業に係る資格 ※該当するものに○	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 社会福祉士 ・ 保育士 作業療法士 ・ 理学療法士 ・ 歯科衛生士 ・ その他 ()						
貸付を希望する訓練促進資金の種類及び希望金額	<input type="checkbox"/> 入学準備金	所要額内訳 入学金 () ()	円 円 円					
	<input type="checkbox"/> 就職準備金	所要額内訳 () ()	円 円					
他資金の申込・借入状況	ア. 有 → 資金名称及び金額 名称： イ. 無 ※ 国の専門実践教育訓練給付金を受給する方は、本貸付との併用はできません。							
就職先(就職準備金申請者のみ)	名 称							
	所在地等	連絡先電話番号 (- -)						
世帯の状況		フリガナ氏名	続柄	職業	年齢	現在の収入 (月収) 千円	勤務先・学校名・ 学年等	備考 (健康状態等)
	1							
	2							
	3							
	4							
5								

連帯保証人 (本人自筆)	フリガナ氏名		⑩	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住所	〒 ー			
		電話 ()	/	携帯電話 ()	
	勤務先名		勤務先住所	〒 ー	
	職種		雇用形態 (正規・有期雇用等)		
本人との関係					

※申請者が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

上記のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を借り入れたく申し込みます。
私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。

年 月 日

借入申込者
(自 署) _____ ⑩

法定代理人
(自 署) _____ ⑩

連帯保証人
(自 署) _____ ⑩

【申請書添付書類】

1. 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
2. 住民票謄本(世帯全員のもの)
3. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱同意書(様式第2号)
4. 連帯保証人の所得・課税証明書
5. 入学準備金申請者はあわせて「在学証明書」
6. 就職準備金申請者は次の書類をあわせて提出
 - (1) 養成機関の課程を修了したことを証明する書類
 - (2) 当該養成機関を経て取得した資格を証明する書類
 - (3) 在職証明書(取得した資格にて業務従事していることの書類)

社会福祉法人大分県社会福祉協議会
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に係る個人情報の取扱

社会福祉法人大分県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が実施する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」(以下「訓練促進資金」という。)における個人情報の取扱については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱のためのガイドライン」(平成16年11月、厚生労働省)に基づいて、「大分県社会福祉協議会個人情報保護規程」により運用します。

記

1. 個人情報の利用目的

訓練促進資金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び就業の状況、資格の取得状況、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

2. 個人情報の利用

訓練促進資金の貸付に係る事務を掌るため、上記1の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

(1) 訓練促進資金を借り受けるにあたって修業するまたは修業した養成機関、高等職業訓練促進給付金の支給手続きを行った福祉事務所、大分県

貸付の申込・決定、返還期間等の決定、返還猶予・免除等に関わる業務を遂行するため、借受人(連帯保証人、家族、その他の関係者を含みます。以下、同じ。)の情報全般について提供し、提供を受けます。

(2) 他の都道府県社会福祉協議会

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人の情報及び県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

(3) 市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために、転入出先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

(4) 各種金融機関

訓練促進資金の交付に関する払込において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

(5) その他の関係機関

修学している(予定を含む)養成機関、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受けます。

3. 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記2による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、次の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

(1) 法令又は条例の規定に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4. 個人情報の管理

- (1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。
- (2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協事務局長をシステム管理者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。
また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。
- (3) 訓練促進資金の貸付に関わる個人情報については、訓練促進資金の返還が完了した月が属する年度、又は免除(裁量免除を含む)を受けた年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

5. 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりなされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。
ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6. 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。
もし、訓練促進資金の貸付に関わって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

(苦情対応担当) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会総務企画情報部
(苦情対応責任者) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会事務局長

住所〒870-0907 大分県大分市大津町2丁目1-41
電話 097-515-7771 FAX 097-515-7772
電子メール info@oitakensyakyō.jp

【同意書】 ※申請者及び連帯保証人それぞれ提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には口内にチェックを入れ、自署・押印してください。

- 私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。
- 私は、訓練促進資金の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本書ならびに大分県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

(西暦) 年 月 日

署 名 _____ (印)

連帯保証人 _____ (印)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 誓約書

私は大分県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けるにつきましては、社会福祉法人大分県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱を守り、養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、大分県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事することを誓います。

借用期間中は居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援及び就労支援機関等による就労支援等により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めます。なお、同要綱等の規定によりひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還の債務が生じたときは、返還の期限までに確実に返還します。

(西暦) 年 月 日

住所

氏名

実印

大分県社会福祉協議会会長 殿

私は、上記の者が貸付を受ける大分県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金については、上記の者に誓約どおり履行させるとともに、上記の者と連帯して債務を負担します。

(西暦) 年 月 日

連帯保証人

住所

氏名

実印

大分県社会福祉協議会会長 殿

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
振込口座申請書

大分県社会福祉協議会会長 殿

私は、次のとおり訓練促進資金振込口座を(申し出 ・ 変更を申し出)します。

届出事由	1:新規 2:変更 3:その他 ()
住所	〒 - 携帯: - -
借受人氏名	フリガナ

振込先	金融機関名	
	支店名	支店
	口座の種類	普通預金
	口座番号	
口座名義	フリガナ	

※口座は必ず借受人本人名義のものに限ります。

※振込口座通帳のコピー（金融機関名、口座番号、名義（カナ氏名）が確認できるもの）を必ず添付してください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 休学・停学・復学・留年・解約届

大分県社会福祉協議会会長 殿

		(西暦)	年	月	日
(届出者)	貸付番号				
	氏名	⑨			
	住所	〒 - 電話番号 ()			

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（入学準備金 ・ 就職準備金 ）を借用中のところ、次のとおり

1 休学 2 停学 3 復学 4 留年 5 解約 のため届け出ます。
 (※費目及び届出内容で該当するものに○をつけてください。)

1. 休学・停学・留年の場合

事由					
休学・停学期間	(西暦)	年	月	日	から 年 月 日まで
再開予定日 (休学・停学の場合)	(西暦)	年	月	日	

2. 復学の場合

復学した日	(西暦)	年	月	日
-------	------	---	---	---

3. 解約の場合

事由			
貸付決定金額	円	辞退額	円

※解約の理由が退学の場合、返還計画（様式第17号）をあわせて提出してください。

※解約後も引き続き大学等に在学している場合は返還猶予申請書（様式第12号）と在学届（様式7号・若しくは在学証明書（学校様式））をあわせて提出してください。

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
(借受人) 住 所 〒 -

氏 名 印
連絡先電話番号 - -
携帯番号 - -

在 学 届

下記のとおり、在学状況を届け出ます。

養成機関名称 学部・学科・コース等	
学 年	年

上記のとおり、在学していることを証明します。

(西暦) 年 月 日

(養成機関)

所在地

名 称

代表者の職・氏名

印

※学校指定の「在学証明書」でも可とします。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 異動届

大分県社会福祉協議会会長 殿

(西暦) 年 月 日

貸付番号	
借受人氏名	
届出者住所	〒 ー
フリガナ	
届出者氏名	

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、(借受人・連帯保証人)に異動が生じたのでつぎのとおり届け出ます。

(*届出番号と届出事項に○をしてください。4、5は事業主の証明が必要です。)

1. 住所等変更 対象者 (借受人・連帯保証人) ※住民票を添付

新住所	〒 ー	電話番号 ()
-----	-----	----------

2. 氏名変更 対象者 (借受人・連帯保証人) ※戸籍抄本を添付

フリガナ		フリガナ	
変更前の氏名		変更後の氏名	

3. 死亡届 対象者 (借受人・連帯保証人)

死亡日	(西暦) 年 月 日	※証明書類を添付のこと
-----	------------	-------------

4. 離職(退職や休職)届 ※返済猶予期間中に離職した場合 様式15号 業務従事期間証明書を添付のこと

離職日	(西暦) 年 月 日
離職理由	

5. 就業届・復職届 ※様式第14号 在職証明書を事業主に証明してもらい添付のこと。

就業日	(西暦) 年 月 日
-----	------------

上記のとおりであることを証明します。

(西暦) 年 月 日

所在地 〒 ー

事業所名

代表者

電話番号

印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 修了届

大分県社会福祉協議会会長 殿

(西暦) 年 月 日

貸付番号	
借受人氏名	
届出者住所	〒 —
フリガナ	
届出者氏名	印

借受人は、下記養成機関を修了したので、次のとおり届け出ます。

養成機関名称	
修了年月	(西暦) 年 月 修了

注) 養成機関の課程を修了したことを証明する書類(修了証の写し等)を添付しご提出ください。

【次の場合は返還猶予の申請をすることができます。】

- 修了時は未定だったが、大分県内において、取得した資格が必要な業務に従事したとき。
※速やかに「現況報告書」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書」、「勤務時間週/20時間以上が明記されているもの」(雇用契約書の写しなど)をご提出ください。

【次の場合は返還を開始していただきます。】

- 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内にその資格が必要な業務に従事しなかった場合。
- 養成機関で修学した資格を取得できなかった場合。
(資格取得へ向けた活動を行っている場合は、猶予申請期間は最大1年分)
- 養成機関で修学した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
- 業務外の事由で心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※ 速やかに「返還計画」をご提出ください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 資格取得届

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

(借受人) 住 所

氏 名 ⑩

電話番号 ()

私は、下記の資格を取得したので届出ます。

貸付番号	資格取得年月	取得した資格 (該当するものに○)
	(西暦) 年 月	看護師 ・ 准看護師 ・ 介護福祉士 ・ 社会福祉士 ・ 保育士 ・ 作業療法士 ・ 理学療法士 ・ 歯科衛生士 ・ その他 ()

注) 資格を取得したことがわかる書類 (登録証の写し等) を添付し速やかにご提出ください。

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 〒 -

住 所

氏 名

印

携帯番号

-

-

現 況 報 告 書

下記のとおり、(西暦) 年 月 日現在の現況を報告します。

借受人現住所		(〒 -) 携帯 - -
勤務先 または 養成施設名	所在地	(〒 -) 電話 () -
	名 称	
	職 種 または養 成課程 学年	
勤務してない場合 (現在の状況)		

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
(申請者)住所 〒 -

氏名 印

携帯番号 - -

返 還 猶 予 申 請 書

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付決定日	(西暦) 年 月 日
借入資金種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金
借用金額	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未返還額	円・・・(c)=(a)-(b)

返還猶予申請額	円
返還猶予申請期間	(西暦) 年 月 日 から 年 月 日 まで
返還猶予申請理由 (該当の番号に○をする)	<p>1. 就労中</p> <p>2. 求職活動中</p> <p>3. 在学中 (学校名： 学科)</p> <p>4. 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由</p> <p>()</p>

※ 各返還猶予申請理由に応じた必要書類を準備のうえ、本様式と共に提出して下さい。

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 〒 -
住所

氏名 ⑩

携帯番号 - -

返 還 免 除 申 請 書

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借入期間	(西暦) 年 月 から 年 月 日 まで
借入期間	円・・・(a)
既返還済額	円・・・(b)
未返還額	円・・・(c)=(a)-(b)

返還免除申請額	円
返還免除申請理由 (該当の番号に○をする)	<p>1. 5年間引き続き業務に従事 2. 心身の故障 3. 死亡 4. 借入期間以上、業務に従事 5. その他</p> <p>[]</p> <p>※ 事由を証明する書類が必要となります。</p>

【添付書類】 該当する返還免除申請理由を証する書類

- ・ 業務従事期間証明書 (様式第 15 号)
- ・ 医師の診断書等の写し
- ・ 在職証明書 (様式第 14 号)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
在 職 証 明 書

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号		
住 所	〒 —	
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		(西暦) 年 月 日 (歳)

上記の者は、当社において下記のとおり勤務していることを証明します。

業務従事先	所在地及び 電話番号	〒 — TEL ()
	名 称	
	事業種別	
雇用形態	正規職員 ・ 非正規 ・ パート ・ その他()	
採用年月日 勤務時間	(西暦) 年 月 日 から 従事・従事予定 時 分 から 時 分 (内休憩時間 分) 日勤 ・ 夜勤 ・ 交代制 (週 時間勤務)	
従事業務		

(西暦) 年 月 日

所在地
法人名
施設・事業所名

代表者の職・氏名

㊟

※当該勤務先より証明をしてもらい、異動届（様式第 8 号）に添付のうえ、提出をして下さい。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
業務従事期間証明書

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号		
住 所	〒 —	
フリガナ		生年月日
氏 名	ⓐ	昭和 年 月 日 (歳) 平成

私は、取得した資格による従事内容について、次のとおり届け出ます。

業務従事先	所在地及び 電話番号	〒 — TEL ()
	勤務先名又は 法人名	
	事業種別	
雇用形態	正規職員 ・ 非正規 ・ パート ・ その他()	
業務従事期間及び 勤務形態・時間	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 カ月) 日勤 ・ 夜勤 ・ 交代制 (週 時間勤務)	
従事業務		

上記のとおりに従事内容であることを証明します。

(西暦) 年 月 日

業務従事先 (法人)
代表者の職・氏名

ⓐ

※本様式は養成機関修了し就職後、及び毎年勤務先から証明をしてもらい提出をお願い致します。
また、勤務先を離職した場合に、当該勤務先より証明をもらい、異動届(様式第8号)に添付
のうえ提出して下さい。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
求職活動状況報告書

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号	
住 所	〒 —
フリガナ	
氏 名	印

私は、次のとおり求職活動を行いましたので報告します。

求職登録日	年 月 日	求職番号	
求職活動期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
求職活動内容	<input type="checkbox"/>	①求人への応募	回
	<input type="checkbox"/>	②公共職業安定所等が行う職業相談・職業紹介	回
	<input type="checkbox"/>	③公的機関等が行う個別相談が可能な企業説明会参加	回
	<input type="checkbox"/>	④職業訓練等を受講	

求職活動状況報告書は、求職活動中は毎月報告してください。

求職活動内容に応じて、以下の書類を添付してください。

- ・ 求職活動が①の場合は、求人への応募をしたことを証する書類の写し又は、職活動確認票（求職活動確認票には、就労支援機関等担当者からの確認の押印をもらってください。）
- ・ 求職活動が②又は③の場合は、職業相談、職業紹介などの活動を行ったことを証する書類の写し、又は求職活動確認票（求職活動確認票には、就労支援機関等 担当者から確認の押印をもらってください。）
- ・ 求職活動が④の場合は、職業訓練等を受講していることを証する書類（職業訓練受講の証明書
の写し又は支援計画書の写し等）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
求職活動確認票

貸付番号	
フリガナ	
氏 名	

相談日	就労支援機関や 企業説明会等名称	就労支援機関等 確認印	支援内容
年 月 日			1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会の参加 5. その他 ()
年 月 日			1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会の参加 5. その他 ()
年 月 日			1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会の参加 5. その他 ()
年 月 日			1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会の参加 5. その他 ()
年 月 日			1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会の参加 5. その他 ()
年 月 日			1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会の参加 5. その他 ()
年 月 日			1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会の参加 5. その他 ()
年 月 日			1. 求人への応募 2. 職業相談 3. 職業紹介 4. 個別相談が可能な企業説明会の参加 5. その他 ()

※公共職業安定所や民間職業紹介機関などの就労支援機関等において求人への応募、
職業相談、職業紹介を受けた場合、および、企業説明会に参加した場合には、
就労支援機関等の担当者から所要事項の記入と確認印をいただいでください。
※この確認票は「求職活動状況報告書」とともにご提出ください。

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()

(借受人) 〒 ー
住 所

氏 名 ⑩
携帯番号 ー ー

返 還 計 画 書

下記のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を返還します。

貸付決定日	(西暦) 年 月 日
借入資金種類	<input type="checkbox"/> 入学準備金 <input type="checkbox"/> 就職準備金
借入金額	円 (a)
既返還済額	円 (b)
裁量免除額※	円 (c)

※ 裁量免除額は手引き 8. (2)により算出。

返還金額	円 = (a) - (b) - (c)
返還方法 *いずれかに○を して下さい。	一括払い ・ 元金均等の月賦払い
返還期間	(西暦) 年 月 ～ 年 月 (回払)

【返還理由】・・・該当事項に○をしてください。

1. 貸付契約の解除 (辞退・退学等)
2. 養成機関を終了し、かつ資格取得した日から1年以内に、大分県内において取得した資格が必要な業務従事しなかった。
3. 大分県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなった。
4. 業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなった。
5. 修学した資格を取得できなかった。
6. その他

(西暦) 年 月 日

大分県社会福祉協議会会長 殿

貸付番号 ()
(借受人)住所 〒 -

氏 名 印

携帯番号 - -

連 帯 保 証 人 変 更 願

下記のとおり、連帯保証人を変更したいのでご承認下さい。
ご承認の上は、新保証人は借受人と連帯してひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要綱に基づく資金等の返還の債務を負担します。

変更年月日		(西暦) 年 月 日		
変更理由				
新 連 帯 保 証 人	フリガナ			続柄
	氏 名	Ⓜ		
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	住 所	〒 - TEL : () 携帯 : - -		
	勤務先名			
	勤 務 先 所 在 地	〒 - TEL : ()		

※ 新連帯保証人となられる方の所得課税証明書を添付し、提出して下さい。

